

規 則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年六月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第六十八号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和四十二年埼玉県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

C ₁	A階層及びB階層を 除き前年の所得を 非課税世帯	当該年度分の市町村民税所得割非課 (均等割のみ課税)
D ₁	A階層及びB階層を 除き前年の所得を 課税世帯であつて、 その税額で、分 が次の額であるもの	2,400円以下
D ₂		2,401円以上 4,800円以
D ₃		4,801円以上 8,400円以
D ₄		8,401円以上 12,000円以
D ₅		12,001円以上 16,200円以
D ₆		16,201円以上 21,000円以
D ₇		21,001円以上 46,200円以
D ₈		46,201円以上 60,000円以
D ₉		60,001円以上 78,000円以
D ₁₀		78,001円以上 100,500円以
D ₁₁		100,501円以上 190,000円以
D ₁₂		190,001円以上 299,500円以
D ₁₃		299,501円以上 831,900円以
D ₁₄		831,901円以上 1,467,000円以
D ₁₅		1,467,001円以上 1,632,000円以
D ₁₆		1,632,001円以上 2,302,900円以
D ₁₇		2,302,901円以上 3,117,000円以
D ₁₈		3,117,001円以上 4,173,000円以
D ₁₉		4,173,001円以上

別表第一中

税	C	A階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみ	
		課税世帯	課税額
	D ₁	3,000円以下	
	D ₂	3,001円以上	5,800円以下
	D ₃	5,801円以上	8,700円以下
	D ₄	8,701円以上	13,000円以下
	D ₅	13,001円以上	17,400円以下
	D ₆	17,401円以上	22,400円以下
	D ₇	22,401円以上	28,200円以下
	D ₈	28,201円以上	58,400円以下
	D ₉	58,401円以上	75,000円以下
	D ₁₀	75,001円以上	96,600円以下
	D ₁₁	96,601円以上	121,800円以下
	D ₁₂	121,801円以上	175,500円以下
	D ₁₃	175,501円以上	221,100円以下
	D ₁₄	221,101円以上	380,800円以下
	D ₁₅	380,801円以上	549,000円以下
	D ₁₆	549,001円以上	579,000円以下
	D ₁₇	579,001円以上	700,900円以下
	D ₁₈	700,901円以上	849,000円以下
	D ₁₉	849,001円以上	1,041,000円以下
	D ₂₀	1,041,001円以上	

「第5条の4の2第6項」や「第5条の4の2第5項」に定める「回表の備考中2」を削り、「3を2とし」、「回表の備考4中「3」を「2」に定める「回表の備考中4を2とす」。

指定小児慢性特定 疾病医療機関	
--------------------	--

自己負担上限月額	月額	円	階層区分
----------	----	---	------

指定小児慢性特定 疾病医療機関	自己負担上限月額	月額	円	階層区分
	食事療養費			

を
ぬる。

様式第三号（表）中

世帯構成員名 個人番号	続柄	性別	生年月日	職 業 (勤務先)	(2) ※階層 区分	(3) ※

(4) 所得 税額	(4) ※備考	世帯構成員名 個人番号	続柄	性別	生年月日	職 業 (勤務先)	(2) ※階層 区分	(3) ※市町 村民 税所 割 額
-----------------	------------	----------------	----	----	------	-----------------	------------------	----------------------------------

4) 備考
に改め、同様式の注意2中「所得税額」を「市町村民税等」に改め、同様式

(裏) 中「所得税額」を「市町村民税等」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和二年七月一日から施行する。
(経過措置)

- 2 改正後の別表第一の規定は、この規則の施行の日以後の療育の給付に要する費用の徴収から適用し、同日前の療育の給付に要した費用の徴収については、なお従前の例による。

- 3 この規則による改正前の児童福祉法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。